

草加市教育委員会会議録

令和 5 年 第 3 回 定例会

令和5年草加市教育委員会第3回定例会

令和5年3月24日（金）午前9時から
教育委員会会議室（ぶぎん草加ビル4階）

○議 題

- 第19号議案 令和5年度公民館事業計画を定めることについて
第20号議案 令和5年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて
第21号議案 令和5年度中央図書館事業計画を定めることについて
第22号議案 学校運営協議会委員の任命及び解任について
第23号議案 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱
について
第24号議案 令和5年4月1日付け職員の人事異動について
第7号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について
第8号報告 草加市幼児教育充実事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の
制定について
第9号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について
第10号報告 令和4年度学校評価の報告について
第11号報告 令和4年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報
告について
第12号報告 いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について（公表ガイド
ライン）の報告について
第13号議案 令和5年草加市議会2月定例会に係る報告について

○出席者

教 育 長	山 本 好 一 郎
教育長職務代理者	小 澤 尚 久
教 育 委 員	加 藤 由 美
教 育 委 員	宇 田 川 久 美 子
教 育 委 員	川 井 か す み

○説明員

教育総務部長	青	木	裕
教育総務部副部長(兼)			
子ども教育連携推進室長	河	野	健
教育総務部副部長	川	西	潤 一
総務企画課長	浅	古	亮 一
学務課長	鈴	木	英 治
指導課長	和	田	卓
教育支援室長	篠	崎	光 浩
中央公民館長	山	田	貴 弘
歴史民俗資料館長	細	川	昭 二
中央図書館長	長	澤	富美子

○事務局

	山	岸	亮
	西	塔	翼

○傍聴人 0人

午前9時00分 開会

◎開会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、ただ今から令和5年教育委員会第3回定例会を開催いたします。

◎前回会議録の承認

○山本好一郎教育長 事務局から、前回の会議録を朗読願います。

————— 前回会議録の朗読 —————

○山本好一郎教育長 ただ今事務局から前回の会議録の朗読がございましたが、これにつきましてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 よろしければ承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

○山本好一郎教育長 以上で、前回の会議録の承認を終了いたします。

◎議案審議

○山本好一郎教育長 ただ今から審議に入らせていただきます。本日の案件は、追加案件も含めて、議案が6件、報告が7件となっております。

なお、委員さんの中で、議題以外で教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いたします。

◎第24号議案 令和5年4月1日付け職員の人事異動について

◎第11号報告 令和4年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報告
について

○山本好一郎教育長 初めに、本日追加提出をいたしました第24号議案及び第11号報告を議題といたします。

この2つの案件は人事に関わります事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 それでは、第24号議案及び第11号報告につきましては、秘密会とさせていただきます。説明者は残り、それ以外の方は退室してください。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

○山本好一郎教育長 それでは、審議を再開いたします。

秘密会での審議結果でございますが、第24号議案につきましては、可決いたしました。また、第11号報告につきましては、報告させていただきました。

◎第19号議案 令和5年度公民館事業計画を定めることについて

○山本好一郎教育長 続きまして、第19号議案につきまして中央公民館長より説明させます。

○説明員 第19号議案 令和5年度公民館事業計画を定めることについてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、令和5年度における公民館事業計画を定めるに当たり、草加市公民館設置及び管理条例施行規則第11条第1項の規定により、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるためでございます。

初めに、全6館の概要についてご説明いたします。

令和5年度の6館共通目標でございますが、令和4年度の子育て支援事業と高齢者事業の充実と、地域や利用団体との協働事業の推進の2つに加え、公民館運営審議会で議論されたSDGsに係ることについても目標に加えることにしまして、持続可能な社会(SDGs)を目指した事業の推進を追加いたしました。

2ページ目の表の右下、縦横の合計の欄を見ていただきますと、事業数としましては、令和4年度の当初計画の213事業に対し、7事業の増の220事業の実施を予定しております。

続きまして、中央公民館の事業計画についてご説明します。主要目標は、令和4年度と同様の4つの目標としました。

次に、事業計画書でございますが、合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画45事

業に対し、2事業増の47事業の実施を予定しております。事業増としましては、6ページ11番、青少年事業の「体験合唱教室及び青少年音楽体験講座」及び9ページ47番、音楽と文化のまちづくりの「七夕ジャズコンサート」の2事業になります。

なお、七夕ジャズコンサートのように事業開始年度が令和4年度で、新規・継続の別が「新規」になっている表示についてですが、令和4年度事業計画では予定していなかった計画外事業を同年度に行ったため、事業開始年度が令和4年度となっており、事業計画では、令和5年度に初めて掲載されることから「新規」としているものでございまして、いくつかこのような表示がございますのでご承知おきいただければと思います。

続きまして、柿木公民館の事業計画についてご説明します。

主要目標は、令和4年度と同様の4つの目標としましたが、4つ目の目標を、感染症に負けない健康づくり事業の推進から、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための事業の推進と変更しましたが、2月の委員協議会におきまして、委員の皆様から、3番と4番の目標は「の」が多いのではというご意見をいただいたことから、3番「高年者の生きがいがづくりのための事業の推進」を、「高年者の生きがいがづくり事業の充実」、4番「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための事業の推進」を、「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた事業の推進」と修正いたしました。

次に、11ページの事業計画数でございますが、合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画28事業に対し、2事業増の30事業の実施を予定しております。事業の増としましては、12ページの9番、青少年事業の「小学生スポーツ大会」及び14ページの28番、それから30番、音楽と文化のまちづくり事業の「柿木みんなで盆踊り」、「新春落語独演会」の3事業の増に、総合事業で1事業「柿木サークル交流会」の減によるものでございます。

続きまして、谷塚文化センター事業計画についてご説明します。

主要目標は、令和4年度と同様の4つの目標としました。

次に、事業計画数でございますが、16ページの合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画37事業に対し、1事業増の38事業の実施を予定しております。事業の増としましては、18ページ21番、成人事業の「クリスマス料理教室」になります。

なお、2月の委員協議会におきまして、委員から、24番の「高年者の広場」は、高年者のみを対象としないのもよいのではないか、高年者が高年者を介護する老老介護を推奨しているような形にも見えるというご意見をいただいたことから、谷塚文化センターにその意図を確認したところ、事業概要の説明について、「高年者・障がい者の看護、介護の方法を学び、地

域の高齢化に備え、知識の習得を目指す」としていた文章を「高年者が自身の高齢化に備え、在宅セルフケア介護の知識の習得を目指す」と高齢者自身が高齢化に備えて学習する内容であるように修正することとしました。

続きまして、川柳文化センターの事業計画についてご説明します。

主要目標は、令和4年度の3つから4つへと増やしました。1の新しい生活様式を取り入れた高年者事業の推進を、高年者の多様な学習機会の充実に変更、新たに4、地域と利用団体の力を生かした協働事業の推進を加えました。

次に、事業計画数でございますが、22ページの合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画33事業に対しまして、2事業増の35事業の実施を予定しております。事業の増としましては、25ページの25番、26番、高年者事業の「健康長寿講座」及び「高年者教養講座」の2事業になります。

なお、2月の委員協議会におきまして、委員からご意見いただきました、25番「健康長寿講座」の実施回数の増についてでございますが、川柳文化センター館長に確認を取ったところ、謝礼予算の確保や事業の評価などを勘案しまして、令和6年度事業で検討していきたいとのこととございました。

続きまして、新田西文化センターの事業計画についてご説明します。

主要目標は、令和4年度と同様の4つの目標としました。

次に、事業計画数でございますが、28ページの合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画41事業に対し、3事業減の38事業を予定しております。事業減としましては、青少年事業の「親子将棋教室」、「百人一首教室」、高年者事業の「公民館元気プロジェクト」で、その全てが講師との調整が難しくなったことによるものでございます。

続きまして、新里文化センターの事業計画についてご説明します。

主要目標は、令和4年度と同様の3つの目標としました。

次に、事業計画数でございますが、34ページの合計の欄をご覧ください。令和4年度の当初計画29事業に対し、3事業増の32事業を予定しております。事業増としましては、35ページ6番と8番、青少年事業の「あそびの達人」、「ウィーニー先生のわくわくジュニア英語」及び36ページの15番、成人事業の「となりの達人シリーズ」、37ページの22番、高年者事業の「すこやかクラブ谷塚西部地区輪投げ大会」の4事業増に、音楽と文化のまちづくり事業で1事業「うたごえひろば」の減によるものでございます。

なお、お手元の資料につきまして、事業詳細の表の右から2番目の欄にあります参加状況の

募集、申込み、延べ参加の各欄に入る人数でございますが、今までは男女別計を入れられるものを使用していましたが、近年の情勢としまして、性差別問題などの視点も考慮する必要があると考え、書式の男女をなくし、計のみにいたしました。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 コロナ禍で大変厳しい運営状況を強いられたところがあったかと思うのですが、これを経て改めてこういう中、講座のニーズが高いとか、逆にここで見直して精選したとか、そういう傾向等がありましたら教えていただければと思います。

○説明員 講座のニーズでございますが、やはりまだコロナの影響というものがそれなりにありまして、直接会って話をするのではなくて、やはりSNSを通じた取組というものをやらなくてはいけないということが、利用者からの声としてあるということも含めて、スマホの講座に関してはかなり関心度が高いというような傾向がございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。また、状況が変化していくことによって、それぞれ実態を踏まえて取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

○加藤由美委員 今後、マスクの着用について、公民館としてはどのような形で行っていくのでしょうか。

○説明員 マスクの着用に関しましては、まず、職員に関しましては、市の取扱いに準じた形で、基本的にはマスク着用にしております。利用者に関しましては、国が発信しているとおりの本人の選択ということで、こちらから特に制限を設けることはしておりません。

○川井かすみ委員 音楽と文化のまちづくりですが、全体を通して、草加市が音楽都市宣言をして30周年になりまして、ついこの間もキャッチフレーズが決まったかと思うので、例えば音楽と文化のまちづくり、全公民館としてそのキャッチフレーズをどこかに入れるとか、ロゴマークも決まったかと思うので、そういったものを取り入れて、まち全体として30周年というのを周知していくのはいかがでしょうか。

○説明員 音楽と文化のまちづくりの取組でございますが、現在、音楽をされている団体、サークルさん、そちらの方たちと、私たちのほうで覚書をさせていただく中で、これから徐々に活動を戻していくような現状でございますので、30周年に合わせた形で私たちの話に協力していただけるということであれば、私たちとしても前向きに取組を進めていきたいなと思います。楽器を演奏する場や発表の場など、そういったものも、できるだけ公民館のほうで順次、

用意できるものを使用していただくというような形で進めていければと思います。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第19号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第19号議案については、可決といたします。

◎第20号議案 令和5年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて

○山本好一郎教育長 次に、第20号議案につきまして、歴史民俗資料館長より説明させます。

○説明員 それでは、20号議案をご覧ください。令和5年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについてでございます。

提案理由でございますが、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるためでございます。

初めに、1の基本方針でございますが、①文化財保護の拠点として、市民や地域社会に親しまれ活用される資料館の運営をする。②といたしまして、歴史資料・民俗資料の収集、保管、研究、展示を行い、文化財保護に寄与するです。

次に、2の目標ですが、①市民に歴史と文化を発信するための取組を実施する、②市民が草加の歴史に誇りや愛着を持てる企画を実施する、③歴史や文化を楽しく学べる展示や企画を実施するといたしました。また、米印といたしまして、草加市立歴史民俗資料館が開館40周年を迎えることから、記念した企画展を開催します。

次に、令和4年度の成果と課題ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止運営管理基準の徹底を図り、コロナ禍にあってもほぼ順調に事業計画を進めることができました。その他、草加市が推進しておりますフェイスブックなど、SNSを活用した広報活動の充実に努めました。課題ですが、収蔵資料の整理・見直し業務においては、検討課題である作業時間の捻出、収蔵場所・整理作業場所の確保もあり、創意工夫が求められています。今後は、長期的視野に立ってデータベースの充実へ向け、取り組んでいきます。

次に、具体的事業計画ですが、1番、2番は古文書基礎講座、応用講座、3番は蓄音機コンサートで、6年目になります。6番は企画展年間計画です。開館40周年を記念して、20番たぬき絵作品展、22番「文士 豊田三郎」展を開催し、図録を作成します。年間5回、企画展を実施する予定です。また、番号が飛びますが、42番、記念ブックレット「歴史民俗資料館に行ってみよう」の発刊を予定しています。その他事業としまして、31番、草加松原が国

の名勝に指定され10周年となることから、写真・パネル展を開催します。講座について、8番等、合計8講座になりますが、れきみん講座、草加宿のを中心とした歴史講座です。草加史談会との共催事業も年2回実施します。14番等、これは11講座開催しますが、れきみん体験教室、子ども向けのもので、土曜体験教室と、夏・冬休みに開催するものがあります。

その他の活動といたしまして、博物館実習・インターンシップ・中学生社会体験事業、小学生の地域学習の受入れをはじめといたしまして、草加の歴史の出前講座、各種研修会への協力をしてまいります。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 40周年ということで、今までの実績というか、そういったものをさらに発信していけるといいなと私も思いました。

例えば、文化会館の展示のところや、各公民館や図書館など、そういったところとの提携というか、今後に向けて何か計画というのはあるのでしょうか。

○説明員 この計画の中に書き込むことはしてございませんが、図書館との連携展示ということで、企画展終了後、図書館の展示コーナーでミニ企画展的に展示をするという取組をしております。また、過日、委員さんからつるしも共有したらどうかというご提案がございました。急遽職員が作って、図書館に展示をするなど、ここには書きませんでした。そういう取組もしております。

○小澤尚久教育長職務代理者 ぜひその辺もご活用いただいて、50周年を祝えるといいと思います。よろしく願いいたします。

あと、もう一つ、1ページの課題の最後のところが少し切れているので、このところ、せっかくなので配慮が必要だと思います。課題の一番下のところです。

○説明員 申し訳ございません。修正いたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 よろしく願いします。ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問ございますか。

それでは、第20号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第20号議案については、可決いたします。

◎第21号議案 令和5年度中央図書館事業計画を定めることについて

○山本好一郎教育長 次に、第21号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

○説明員 それでは、令和5年度中央図書館事業計画案についてご説明します。

提案理由でございますが、令和5年度中央図書館事業計画を定めるに当たり、あらかじめ教育委員会の承認を得る必要があるためでございます。

初めに、運営方針でございます。中央図書館は、本市における知の拠点として、市民の生涯にわたる自主的な学習活動を支え、促進するとともに、事業計画に掲げる6つの事業を柱として個々の取組を推進します。令和5年度は特に、第二次草加市子ども読書活動推進計画の策定や、デジタル社会に対応した図書館電算システムの更新などに取り組みます。

次に、令和4年度の主な成果としましては、児童サービスでは、発達段階に応じた「お楽しみ袋」などの取組により、子どもと本が会う機会を創出し、児童書の貸出し数を増やしました。アンケート調査の結果に基づく利用ニーズを踏まえ、令和6年度の図書館電算システムの仕様を検討しました。求められているサービスの第1位は、オンラインリクエストの導入、第2位は自動返却機の導入、第3位はサービスポイントの増加でございました。

課題としましては、第二次草加市子ども読書活動推進計画を策定すること、図書館電算システムの更新などに取り組むこと、効果的な情報発信を行うことにより、読書と図書館の魅力を伝え、図書館サービスの利用につなげることでございます。

それでは、各事業の取組につきまして、新規や変更点などを中心にご説明いたします。

初めに、1番の図書・その他の資料の充実及び効果的・効率的な提供でございます。図書館協議会委員さんから、地域開放型図書室で読み聞かせを行ってはどうかという提案を受けました。図書館まで来られない市民にサービスを届けるため、地域で読み聞かせなどのアウトリーチサービスを実施することを計画いたしました。これを継続するために、地域で読書活動を行う市民ボランティアさんとの連携ができればよいと考えております。令和6年度の図書館電算システムの更新に向け、図書館の在り方に整合した利便性の高いサービスの提供や既存サービスの充実が図れるよう、電算システムを構築するための事務手続や運営体制の見直しなどを進めます。

次に、2番の郷土資料等の充実でございます。平和、ドナルド・キーン、郷土作家等ギャラリー展示に合わせて、テーマ本コーナーに関連資料の配架を行うとともに、資料を利用していただけられるように、関係機関と連携して情報を発信します。

次に、3番のレファレンスサービスの充実でございます。レファレンスサービスの利用方法を周知し、利用促進を図ります。

次に、4番の誰もが使いやすい図書館サービスの充実でございます。4-①で、新たに多文化サービスを実施いたします。図書館の多文化サービスとは、通常のサービスや資料を利用できない、あるいは利用しにくい文化的・言語的少数者を主たる対象者とする図書館のサービスのことです。草加市には、外国籍市民が令和5年1月1日現在、約8,900人生活しています。10年前と比べて約2倍になりました。易しい日本語や洋書、外国語の絵本の提供により、日本語を母語としない市民や、外国語を学ぶ市民の読書や学習を支援します。また、市民ボランティアと連携し、日本語を母語としない市民に、日本語や日本の文化を学ぶ支援を行います。バリアフリーサービスや多文化サービスについて周知を図り、読書や図書館の利用に困難を抱えている市民の図書館利用を促進します。4-②の映画会では、年間を通じて、障害の有無にかかわらず、幅広い年代の市民が映画を楽しむ機会を提供いたします。バリアフリー日本語字幕やバリアフリー音声ガイドなどがついた映画会を令和4年度から実施しています。

次に、5番の子ども読書活動推進でございます。5-①では、現行計画の成果と課題を踏まえまして、第二次草加市子ども読書活動推進計画を策定します。5-②の図書館の児童サービスでは、読み聞かせ等に使用していないときにおはなし室を開放し、子どもの読書や学習の場を提供することで、図書館利用につなげます。また、申込みを受けて、小学校を拠点に放課後児童クラブなどへ本の団体貸出しを行い、施設における読書活動を支援します。5-③の学校支援では、小中学校と連携した「ビブリオバトル・草加の陣」について、令和5年度で32校の出場が達成できる見込みですので、参加者に会場に集合してもらい、リアルに開催したいと考えております。5-④のヤングアダルトの読書推進では、定期テスト前に中高生の学習の場を提供することと、これまで行っていたヤングアダルトサービスを連携させて、読書や図書館の利用につなげます。

次に、6番の快適な利用環境の整備・維持でございます。快適な利用環境を提供するとともに、省エネや経費節減に努めます。また、庁内関係課や市民ボランティアと連携し、多目的ホールの有効活用を図ります。

以上、令和5年度は本事業計画を推進することにより、図書館サービスの充実を図り、市民の読書や学習を支援してまいります。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いい

たします。

なければ、第21号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第21号議案については、可決といたします。

◎第22号議案 学校運営協議会委員の任命及び解任について

○山本好一郎教育長 次に、第22号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 それでは、第22号議案 学校運営協議会委員の任命及び解任についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、本議案は、草加市学校運営協議会規則第8条及び第17条の規定により、学校運営協議会の委員を任命及び解任しようとするものです。

9ページからは、今回任命の承認をいただきたい学校運営協議会委員の60人の名簿がございます。別に付けました参考資料の名簿については、網かけのない方という形になりますので、そちらのほうも併せてご覧ください。この内訳として、備考欄にある「新任」と書かれている部分については、令和5年度から初めて委員をお願いする方で、22人いらっしゃいます。任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間です。「欠員補充」とあるのは、今年度、委員をお願いしていた方が辞任された後に委員をお願いする方です。今回は4人おりますが、4人とも、初めて運営協議会委員となる方です。任期は前任者の残り任期ですので、令和5年4月1日から令和6年3月31日の1年間となります。また、「再任」とあるのは、令和3年度から2年間委員をお務めいただいて、さらに、令和5年4月1日から令和7年3月31日の2年間、こちらも委員をまたお願いするという方でございます。こちらが34人いらっしゃいます。

議案書13ページには解任となる方が8人おります。全て本人から申し出のあった方になります。

次に、令和5年度の学校運営協議会の構成についてご説明いたします。委員総数、小学校153人、中学校78人、合計231人です。男女比、男性137人で59.3%、女性94人で40.7%です。平均年齢は62歳になります。区分別の割合は、保護者が45名、19.5%、地域の住民が134人、58%、学校の運営に資する活動を行う者が37人、16%、その他教育委員会が必要と認める者が15人、6.5%でございます。

学校運営協議会を設置した学校は、コミュニティ・スクールとして、学校が抱える様々な課題を情報共有し、学校・保護者・地域が連携・協働し、課題解決について考え、学校運営を支援していくものです。子どもたちのよりよい成長のために、学校運営や学校が必要としている支援について協議し、子どもたちの学びや体験活動の充実等を推進する取組を進めます。今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策を徹底しながらの活動でございましたが、コロナ禍でできることは何かを協議し、例えば、学習状況調査等の結果や、不登校児童生徒の状況等について情報共有をし、学校の取組へのご意見をいただいたり、何か保護者・地域として協力できることはないかを協議したりすることができたと報告を受けております。

今後の課題といたしましては、学校運営協議会制度についての保護者、地域の方々、教職員の理解をさらに深め、これまで以上に学校運営に積極的に参加していただけるようにすることです。来年度以降も、教育委員会主催の研修会等を実施し、各学校の取組を市内で共有するとともに、学校運営協議会を中心としたコミュニティ・スクールの充実を図ってまいります。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 今、今後の課題について挙げていただき、制度についての理解と、学校運営への参加ということだったのですが、研修会というのはどのようなものを計画されているかということ、あと、研修会の他にまだまとまってなくても結構ですが、具体的にお考えがあるというものがありましたら、お話しいただければと思います。

○説明員 具体的な構想についてはまだ出来上がっていないのですが、今年度、学校応援団も含め、全校の学校運営協議会関係者を集めて、学校運営協議会についての講演を聞いていただいたりするような研修会を行いました。来年度についても、より熟議が進むような何かしらの研修会ができればと考えているところで、具体的な計画はまだ立てておりません。また、そういった場の中で、お互いの学校がどのように動いているのかというような情報共有ができればいいなと今のところ考えております。

○小澤尚久教育長職務代理者 よろしく申し上げます。

○宇田川久美子委員 この名簿の中で、例えば小山小学校、両新田中学校、稲荷小学校とか他にもあるかもしれないのですが、保護者が1人も入っていないところがあります。学校運営協議会というのは保護者がいなくてはならないといった決まりはないのでしょうか。

○説明員 特にそういった規定はございません。学校長の推薦によるものとなります。

○宇田川久美子委員 そこは分かりました。ただ、学校を運営していく上で、保護者の方が全く入っておらず、ご高齢の方が多いうところ、どれだけの反映ができるのかなと思ってしまったので、先ほどのご理解をとという部分も、小澤委員が言ってくださったところもそうですが、入れ替わってしまうので難しい部分もあるかと思いますが、もう少し周知して保護者にもご理解をいただいて、参加していただけるようになるといいと思います。

○説明員 貴重なご意見ありがとうございます。その辺も含めて、また学校といろいろ連携を図っていきたいと思います。

○加藤由美委員 宇田川委員と同じ意見で、保護者の方がいないというのがとても気になりました。やはり教育委員会の取組などを周知していただくには、ぜひ多くの保護者の方に入っていればいいと思います。保護者で入っている方がPTAの役員をされているなど、重なっている方はいらっしゃるのでしょうか。

○説明員 具体的に細かいところまでは分からないのですが、私の聞いている範囲の中では、多くの方がPTA会長、副会長や本部役員と聞いています。

○山本好一郎教育長 青木教育総務部長。

○説明員 学校運営協議会規則の第8条に委員の任命の規定がありまして、第1項の第1号に保護者と掲げられておりますので、やはりこれは必置と解釈はされていないと思われませんが、明確に掲げられておるので、委員会としても学校側に保護者は是非入れてもらいたいということで、指導をしていきたいと考えております。

○加藤由美委員 よろしく願いいたします。

○川井かすみ委員 各協議会の委員の年齢についてですが、これはいつ時点となりますか。

○説明員 令和5年3月31日時点となります。

○川井かすみ委員 私の知っている方が何人かいらっしゃるのですが、かなり違っているようですので、調べて訂正した方がいいと思います。

○説明員 ご指摘ありがとうございます。確認させていただきます。

○山本好一郎教育長 今の年齢については確認をして、正しいものに差し替えてください。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第22号議案については、原案どおり可決するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第22号議案については、可決いたします。

◎第23号議案 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱について

○山本好一郎教育長 続きまして、第23号議案につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第23号議案 草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の委嘱についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、草加市立小中学校の学校医等公務災害補償認定委員会委員の任期が令和5年3月31日付で満了となることに伴い、草加市立小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第4条第3項の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものです。

なお、ここに案として示させていただきました委員につきましては、事前に獨協大学、一般社団法人草加八潮医師会、春日部労働基準監督署に推薦を依頼し、内部で調整をいただいているものでございます。

人数といたしましては、条例の規定に基づき3人となります。3人とも再任でございます。重複機関の有無といたしましては、別紙の資料でございます。委嘱の期間につきましては、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 女性の候補者はいらっしゃらなかったのでしょうか。

○説明員 先ほどご説明させていただきましたが、それぞれの団体に推薦をお願いして調整を図っていただいたもので、特にこちらから女性をお願いするということはしておりません。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第23号議案については、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 異議がないようですので、第23号議案については、可決いたします。

◎第7号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき、専決処理の状況を報告させていただきます。

それでは、第7号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第7号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば教育委員会の議決を得るべきところではございますが、緊急に処理する必要があるため、教育委員会を招集するいとまがないと認め、令和5年2月28日付で専決処理をさせていただきましたことから、これをご報告するものでございます。

1の育児休業が小学校教諭1件、こちらを取得したのは女性になります。2の発令、欠員補充が小学校教諭1件、代員が小学校産休代員教諭1件、中学校産休代員教諭1件です。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第7号報告については、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○山本好一郎教育長 ご異議がないようですので、第7号報告については、承認といたします。

◎第8号報告 草加市幼児教育充実事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定
について

○山本好一郎教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第8号報告につきまして、副部長（兼）子ども教育連携推進室長より説明させます。

○説明員 それでは、第8号報告 草加市幼児教育充実事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてご説明いたします。

幼児期から小学校教育への円滑な接続を図るため、市内の幼稚園、私立認可保育園及び認定こども園に対して補助金を交付し、各園の活動を支援しているところでございます。当該補助金の交付要綱について、家庭及び地域との連携を図る活動を推進するため、当該活動を補助金の交付対象とし、また、要綱の条文と第三次草加市教育振興基本計画等、各種計画の整合を図るため、要綱の条文を見直す必要が生じました。そこで、令和5年2月13日付で当該要綱の一部を改正する要綱の制定について、市長の決裁を受けたものでございます。

主な改正部分についてご説明いたします。議案書の25ページの新旧対照表、第1条中の3

行目、ゼロ歳から15歳までを就学前に改め、実際に交付する対象を明確にいたしました。続いて、第2条第1号イの補助対象に、伝統文化や地域の文化に親しむ活動を追加いたしました。続いて、第2条第2号イをアプローチカリキュラムの編成、実践等に関わる活動に改め、各種計画との整合性を図りました。次に、第2条第3号中の補助対象について、条文を改めるとともに、新たに地域との交流に関する活動を追加いたしました。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。なければ、次の報告に移ります。

◎第9号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、第9号報告につきまして、教育支援室長より説明させます。

○説明員 第9号報告、草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告についてご説明させていただきます。

3月1日に実施しました第7回の審議の結果について、ご説明させていただきます。

諮問事項(1)障がいがあると思われる児童生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育的措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

特別な教育措置1をご覧ください。1の調査依頼人数、調査実施人数は18人でございます。障がいの種類の判断については、2にございますとおり、知的障害が4人、情緒障害等が14人ございました。次に、3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございますが、知的障害と判断された4人のうち、3人が「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」、1人が「特別支援学校(知的障害)で指導することが望ましい」と判断されました。続いて、情緒障害等と判断された14人のうち、4人が「通級指導教室(発達障害・情緒障害)での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましい」、10人が「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

次に、特別な教育措置2、通級による指導：ことば・きこえをご覧ください。

1の調査依頼人数、調査実施人数は3人ございました。障がいの種類の判断につきましては、2にございますとおり、3人とも構音でございました。次に、3の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、3人とも「通級指導教室でことばの指導をすることが望ましい」と判断されました。

次に、諮問事項（２）障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援についてでございます。

特別な教育措置１をご覧ください。１の調査依頼人数、調査実施人数は５人で行いました。障がいの種類の判断については、２に行いますとおり、知的障害が２人、情緒障害等が３人で行いました。３の障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援につきましては、知的障害の２人のうち、いずれも「知的障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。情緒障害等の３人はいずれも、「自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましい」と判断されました。

最後に、特別な教育措置２、通級による指導：ことば・きこえですが、今回の調査依頼はございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○川井かすみ委員 在学児童生徒のうち、知的障害で特別支援学校で指導することが望ましいという方が１人いますが、参考資料だと現在小学校４年生ということなのですが、５年生からはどのような通学先になるのか。それからもう１点、就学予定児の５人は、時期的にかなり遅くなってしまったと思うのですが、学校のクラス編成とかには何も問題ないのでしょうか。

○説明員 まず、小学生４年生の特別支援学校の判断のお子様ですが、現在他市の特別支援学校に在籍のお子様になります。今回、こちらに来る際に、家庭の事情や保護者が支援学級を希望しているということもありまして、再判断をお願いしたいということでありました。その結果、就学支援委員会としては、特別支援学校の判断にはなったのですが、４月から市内の小学校の特別支援学級で過ごされるということになりました。

それから、就学予定児の５人について、遅いのではないかということですが、このうち２人については、就学時健診の際に学校から報告があり、支援室につながってきたというところで、この時期になっております。また、残り３人のうちの２人については、継続的に相談をしまして、ここでの判断となりました。最後に、もう１人については、複雑な家庭事情がございまして今回になったのですが、他市に転出する予定となっております。

クラスの編成につきましては、今回２３人おりましたが、クラスの変動は小学校で、情緒で１、知的で１、それぞれ増える形となっておりますが、見込みということで学務課には事前に

伝えておりました。

○川井かすみ委員 ありがとうございます。

○加藤由美委員 中身ではないのですが、草加市障害児就学支援委員会の障害の「害」は、前に質問したかもしれませんが、他では平仮名なのですが、ここの「害」は草加市ではこういう表記となるのでしょうか。

○説明員 障害児の「害」という漢字のところにつきましては、県が「害」という漢字を就学支援委員会の資料で使っていますので、これに合わせて使っているところがございます。ただ、今、この「害」という漢字を使わない、平仮名の表記というところがかなり一般的になってきているかと思しますので、今後検討していければと思います。

○川井かすみ委員 障害の「害」の字で、今気づいたことがあって、参考資料のところで、第7回、そこの障害児就学委員会は別として、その下のカ1、障害があると思われるというところの「害」が漢字になっているので、ここは平仮名でもいいのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○説明員 これはこちらの表記ミスです。申し訳ございません。

○山本好一郎教育長 青木教育総務部長どうぞ。

○説明員 障害の「害」の関係ですが、法令用語に該当するものは漢字ということで、本市においては、条例も法令と同じ扱いということで、漢字でいくということで原則方針を掲げている形なので、今後、市全体としてその考え方が改められましたら、私どもの条例規則についても見直しをしていきたいと考えてございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ次の報告に移ります。

◎第10号報告 令和4年度学校評価の報告について

○山本好一郎教育長 続きまして、第10号報告につきまして、学務課長より説明させます。

○説明員 第10号報告、令和4年度学校評価の報告についてご説明申し上げます。

この案件は、草加市立小・中学校管理規則第34条に基づき、草加市立小中学校32校から令和4年度学校評価が提出されたことに伴い報告をするものです。学校評価については、児童生徒、保護者のアンケート、教職員の自己評価、学校関係者評価を実施し、評価基準を基に評価をしております。評価基準については、A、十分達成している、B、おおむね達成している、C、やや不十分である、D、不十分であるの4段階になります。

評価Aの割合が40%以上の項目について、Iの学校運営に関するものについては、①組織

運営、②研究・研修、③保健・安全管理、④情報管理・施設設備管理、⑤地域との連携・開かれた学校の5項目となります。Ⅱの教育活動に関するものでは、①教育目標教育計画、③道徳教育、④小学校外国語活動、⑤特別活動、⑦生徒指導、⑨特別支援教育、⑩学校図書館の7項目となります。ⅠとⅡの全体合わせて12項目となっております。

評価Aの割合が20%以下の項目は、Ⅱの教育活動に関するもののキャリア教育の1項目です。昨年度と比較して2項目減っております。

今年度の特徴として、Ⅰの学校運営に関するものでは、「地域との連携・開かれた学校」の評価が向上したことが挙げられます。A評価の割合は、昨年度37.5%に対し、今年度は50%となっております。これは、昨年度まで新型コロナウイルス感染の影響で制限していたPTA活動や地域との交流活動などを、今年度は可能な限り実施している、そういう学校が増加していることによるものと考えられます。また、学校ホームページやメールシステムによる保護者・地域への情報発信の充実、学校運営協議会の計画的な実施など、地域との連携を図りながら教育活動を進めていることが高い評価の表れであると考えております。

Ⅱの教育活動に関するものでは、⑩情報教育のA評価の割合が昨年度78.1%で、本年度は37.5%と減少しました。ICT教材の積極的な活用は進んでおりますが、タブレットを一斉に使用することにより、ネットワーク回線に制限があったことが原因であると考えられますが、現在は、一斉に500台以上のタブレットの使用ができるように改善されていると聞いております。

項目のⅢについては、各学校が独自に項目を設定しているものであり、特徴的なものとして、例えば、草加小の「ふるさとの森、ジャブジャブ池などの校内環境及び開校150周年記念事業の取組を活かした教育の推進」、瀬崎小などの「SDGsをテーマとした探究的な学習の推進」、松原小の「常態のレベルアップと校風を大切にす学校」、川柳中学校の「GIGAスクール教育の加速」、両新田中学校の「両中スマホルール」、青柳中学校の「生徒による自治的活動」などがありました。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○加藤由美委員 表を見ますと、C評価をされているところが2か所ありまして、青柳中の⑥と新栄中の3番の⑩なのですが、原因としてはどのようなことが考えられますか。

○説明員 学校からの報告によりますと、新栄中の学校図書館教育のCについては、今、積極

的にタブレット等、ICT等の活用をすることによって若干図書館の利用が減ってしまったというところでのC評価と聞いております。今後、特別活動や総合的な学習の時間を活用しながら図書館教育をもっとさらに充実させていきたいと校長から報告を受けております。

また、青柳中学校の幼保小中一貫のC評価については、小学校に対する部活動体験等が実施できなかったというところで、今後は、安全面の配慮などを検討しながら進めていきたいというように、どちらも前向きな形でのC評価であると教育委員会としては捉えております。

○川井かすみ委員 参考までに、9番の特別支援教育、去年のAの割合、Bの割合を教えてくださいませんか。

○説明員 昨年度も同様のAが62.5%、Bが37.5%でございます。

○川井かすみ委員 ありがとうございます。

○小澤尚久教育長職務代理者 学校によって、これは喜ばしいことなのですが、Aの割合が飛躍的に増加しているところが2校ほどあり、7番の瀬崎小学校が50%から88.9%に、それから29番の両新田中学校が22.4%から70.6%に飛躍的に伸びているところです。両校の何かよかった取組などについて教えていただければということと、それを各校に広げていくような取組など、どのような工夫があるかということをお伺いしたいと思います。逆に、30番の新田中は、82.4%Aの割合だったところが35.3%になっているのですが、何か分かっているところがあったら教えていただければと思います。

○説明員 すみませんが、調べる時間いただければと思います。

○小澤尚久教育長職務代理者 分かりました。

○山本好一郎教育長 では後ほど説明をお願いします。他に、ご意見、ご質問はございますか。なければ次の報告に移ります。

◎第12号報告 いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について(公表ガイドライン)の報告について

○山本好一郎教育長 次に、第12号報告につきまして、指導課長より説明させます。

○説明員 それでは、第12号報告いじめ重大事態に関する調査結果報告書の公表について(公表ガイドライン)の報告についてご説明申し上げます。

令和3年3月1日に草加市立青柳小学校で発生した、いじめ重大事態に係る調査結果報告書の公表に当たり、草加市教育委員会の基本的な方針等をまとめた公表ガイドラインを作成する必要が生じたため、文部科学省のいじめ重大事態の調査に関するガイドライン及び草加市情報

公開条例を踏まえ、作成いたしましたので報告いたします。

公表ガイドラインの主な内容につきましては、1、目的、2、基本姿勢、3、関係者に関する意向確認、4、公表の場合の公表の仕方及び内容、5、公表する期間となっております。

なお、青柳小学校の調査結果報告書につきましては、本ガイドラインに基づきまして、令和5年2月22日に市ホームページに公開しております。また、本日欠席されております峰崎委員から、当日出席できないのでということで、3月22日に、このガイドラインの文言等についてご指摘をいただいております。目次と、本文中の項目等の表現の整合を図ったほうが良いといったことや、本文中の文言等についてご指摘をいただいております。

説明は以上でございます。

○山本好一郎教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

○小澤尚久教育長職務代理者 峰崎委員からどんなところの指摘があって、どのようにしたか教えてください。

○説明員 別紙のガイドラインにつきまして、目次の3(2)、こちらの目次のほうは「加害者側」となっているのですが、本文中のほうは、4ページの3(2)、「加害児童生徒及びその保護者等」ということで、目次と本文中の文言が合っていない部分、それから、同じく4ページの(1)、被害者側の一番最後の行、「非公表とする旨をあらかじめ」と書いてあるんですが、他のところでは、「公表を行わない」というような文言があるので、どちらか合わせたほうが良いということで、そのようなところがご指摘をいただいております。

この件につきましては、この場でまたご意見等があれば聞きまして、今後検討させていただきたいと考えております。

○小澤尚久教育長職務代理者 ありがとうございます。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。

では、確認ですが、峰崎委員から指摘があった点も含めて文言の修正をして、正式に直したものをまた皆さんにお渡しするということがよろしいですね。

○説明員 はい、お願いいたします。

○山本好一郎教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ次の報告に移ります。

◎第13号報告 令和5年草加市議会2月定例会に係る報告について

○山本好一郎教育長 それでは次に、本日追加提出をいたしました第13号報告につきまして、

総務企画課長より説明させます。

○説明員 それでは、第13号報告令和5年草加市議会2月定例会に係る報告をさせていただきます。

会期でございますが、2月22日から3月23日までの30日間開かれ、提出されました議案は38件、このうち、教育委員会に係る議案は3件でございます。議案につきましては、全て可決されております。

施政方針に対する代表質問につきましては、5党派全てから質問がありまして、英語教育の推進、それから、給食費の減免、それから、平成20年度に開催したまちづくり会議の開催回数、それから、小中学校から寄せられた修繕の要望件数と対応した数、それから、小中学校における不登校数の推移と要因の傾向など、それらについて質問がございました。

続いて、議案質疑につきましては、3人の議員から通告がございまして、2人の議員から教育委員会に係る質問がございました。

質疑の要旨でございますが、無所属の河合議員からは、令和5年度草加市一般会計予算において、教育費が前年度当初予算比で減となった理由についてとなっております。無所属の平野議員からは、学校維持管理運営事業（小学校・中学校）に係る補正額及び算出方法並びに影響額と、それから、特色ある学校経営推進事業（小学校・中学校）を繰越明許費とした理由及び補助の内容についてとなっております。

次に、一般質問でございますが、こちらは15人の議員から通告がございまして、このうち5人の議員から教育委員会に係る質問がございました。

まず、1人目としましては、公明党の金井議員からは、通学路の安全対策に係る事柄についての質問が行われました。次に、2人目のSOKA新政の田川議員は、子育て支援・教育環境に係る事柄について質問が行われ、こちらは市長答弁がございまして、「子育て支援は私が掲げた五大戦略の一つであり、最重要政策であると考えており、児童手当などにおける所得制限などの撤回については、子育て支援政策全体の中で検討課題の一つとして認識しております」と答弁をされておりました。続いて議案書の16ページをご覧ください。3人目の公明党の森議員からは、学校における危険箇所について、それからがん検診実施及びがん教育について質問が行われました。続いて、議案書の17ページをご覧ください。4人目の立憲民主の中島議員からは、インクルーシブ公園、インクルーシブ遊具について質問が行われました。最後の5人目、無所属の平野議員からは、公共施設等総合管理計画と学校施設整備、市営住宅について質問が行われました。

説明は以上でございます。

◎その他

○山本好一郎教育長 それでは、続きまして、その他の報告がございましたら、お願いいたします。

○事務局 特にございません。

○山本好一郎教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

○事務局 次回教育委員会でございますが、第4回定例会につきまして、4月27日の木曜日、時間は午前9時から、場所は本日と同じ教育委員会会議室でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎閉会の宣言

○山本好一郎教育長 それでは、以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

午前10時45分 閉会